平成２８年（フ）第３５１号
京都府京田辺市三山木南山23番地１　水山ハイツ２Ｆ203号
債務者　井上　美春
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
京都市左京区浄土寺西田町28番地
債務者　佐藤　恭子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
堺市北区百舌鳥梅町１丁16番地２　ロイヤルオーク中百舌鳥302号
債務者　笠岡　　翔
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
堺市堺区南旅篭町東１丁１番23号　コートダルジャン301号
債務者　濵本　伸一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
栃木県那須塩原市東三島５丁目75番地10　東三島575ハイツＣ－203号、前住所栃木県那須塩原市東三島５丁目75番地８　東三島575ハイツＡ－101号
債務者　上吉原満里絵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６２４号
東京都調布市国領町１丁目11－１－201
債務者　安藤　　茂
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６４２号
千葉県船橋市習志野台２丁目13－３－102
債務者　杉原　麻衣
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６４５号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目29－２　中村荘１
債務者　佐藤　憲二
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６５３号
東京都杉並区和田１丁目17－12－401
債務者　清水　拓真
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６５４号
東京都杉並区井草３丁目21－９－102
債務者　市村　裕児
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０４号
静岡市葵区古庄６丁目５番６号　小野田ハイツ302号
債務者　松永ひとみ（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０６号
東京都武蔵野市西久保２丁目30番４－402号武蔵野清岳苑
債務者　岩元チヱ子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６５号
静岡県島田市本通１丁目4624番地　コーポ清水203号室、旧住所静岡県島田市向谷２丁目１番20号　カーサ・セレッソ１棟102号
債務者　古田　紗希（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月20日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９号
栃木県宇都宮市御幸町321－30　アレストミユキＡ102、住民票上の住所栃木県日光市所野1462番地33
債務者　田中　秀和（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４４号
栃木県那須烏山市横枕136番地７、前住所栃木県那須烏山市鴻野山157番地199
債務者　萩原美寿樹
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係